

# 公衆浴場の浴槽水に関する基準改正のお知らせ

## (2025年4月1日施行)

公衆浴場の浴槽水に関する項目を「大腸菌群」から「大腸菌」に変更する改正が、**2025年4月1日施行**となります。

### 【概要】

『公衆浴場における水質基準等に関する指針』（厚労省通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1）においては、公衆浴場の原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質基準とその検査方法を定めています。このうち、浴槽水の水質基準の一つである「大腸菌群」の検定方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令(1962(昭和37)年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法によること」とされていました。

今般『下水の水質の検定方法等に関する省令』が一部改正され、2025(令和7)年4月1日より施行されることを踏まえ、『公衆浴場における水質基準等に関する指針』で定める浴槽水の水質基準が「大腸菌群」から「大腸菌」に改正され、**2025年4月1日より施行**されます。

#### ■ 変更の対象 **公衆浴場の浴槽水**

#### ■ 変更前後の水質基準及びその検査方法（公衆浴場における水質基準等に関する指針より）

指針 第4	変更前	変更後
1 水質基準 ウ	大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、1個/mL以下であること。	<b>大腸菌は、1個/mL以下であること。</b>
2 検査方法 イ	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。	<b>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。</b>

※浴槽水の水質基準はこのほかに、次のア、イ、エがあり、ア及びイは条件により適用しないことができる。

ア 濁度 5度以下

イ 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 8 mg/L 以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L 以下

エ レジオネラ属菌 検出されないこと(10cfu/100mL未満)

※原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準の一つ「大腸菌」の検査方法は、「水質基準に関する省令」(厚生労働省令)で定める検査方法によることとなっている。(海水を含む試料についての注記あり)

- 分析料金 大腸菌群、大腸菌(浴槽水)、大腸菌(原湯、原水、上がり用湯、上がり用水) はそれぞれ料金が異なります。お問合せ下さい。



一般  
財団法人

**上越環境科学センター**

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882